

令和2年4月20日

保護者各位

香美市長 法光院 晶一  
(公 印 省 略)

**重要** 「児童の居場所」・「放課後児童クラブ」の臨時休所（一部受入れ）  
及び運動場開放の中止について

日頃から教育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多大なるご協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に政府から「緊急事態宣言」が発令され、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域が変更され、本県を含む全国の都道府県に拡大されました。また、期間については、大型連休が終わる来月6日までと決定されました。

本市におきましては、4月8日付け「新型コロナウイルス感染症対策のための再度の臨時休業について」でお知らせいたしましたように、安全に最大限配慮しながら、児童の居場所づくりの観点から「児童の居場所」・「放課後児童クラブ」の開所及び運動場の開放を実施してまいりました。

しかし、県内での感染が拡大していることや、感染を抑える上で「人と人との接触を抑える」ことが重要であることを踏まえ、いわゆる「3密」になりやすい上記施設において利用している児童及び保護者の感染リスクを最小限にするため一層の取組が必要な状況となっております。

つきましては、本市におきましては、緊急事態宣言の期間中、市内の「児童の居場所」・「放課後児童クラブ」について、臨時休所（一部受入れ）とすることとしました。併せて、運動場の開放を中止することとしましたので、お知らせします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方、ご家庭での見守りが特に困難な方等については、引き続き、「児童の居場所」・「放課後児童クラブ」を実施しますので、下記のとおり手続きをお願いいたします。

子ども達や保護者の皆様、そして学校や施設の教職員等を新型コロナウイルス感染症から守るための取組に、保護者の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休所（一部受入れ）期間

令和2年4月23日（木）から令和2年5月6日（水）まで

※緊急事態宣言の期間延長等により、上記期間を変更する場合があります。**裏面に続く**

## 2 引き続き「児童の居場所」・「放課後児童クラブ」を利用できる世帯

保護者全員及び同居する祖父母が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または、⑤に該当する世帯

- ① 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する業務に従事
- ③ インフラ（電気・ガス等）運営や飲食科品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など社会の安定の維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、ひとり親世帯等で、家庭での見守りが**特に困難な場合**（労働以外の認定自由含む）

※上記にあてはまる世帯においても、家庭内で児童の見守りができる場合は、利用を控えるようにお願いします。

## 3 運動場の開放について

運動場の開放については、4月21日（火）より5月6日（水）までの期間、開放は中止いたします。